

(株式等の取得及び保有)
第一項 機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第五十五条の二 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術（第一号において「革新的な情報通信技術」という。）の創出を推進するため、第十四条第一項第一号、第八号（同項第一号に係る部分に限る。）及び第九号に掲げる業務（他に委託して行うものに限る。）並びに同項第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金（以下「情報通信研究開発基金」という。）を設け、次項の規定により交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする。

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、彈力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

三 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、情報通信研究開発基金に充てる資金を補助することができる。

四 情報通信研究開発基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、情報通信研究開発基金に充てるものとする。この場合において、通則法第四十七条及び第六十一条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、情報通信研究開発基金の運用について準用する。

五 総務大臣は、情報通信研究開発基金に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

第六条 前項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十五条の三 機構は、毎事業年度、情報通信研究開発基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に総務大臣に提出しなければならない。（国会への報告等）

第二項 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。（区分経理）

第五十六条 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を行ふに附帯する業務を含む。）

一 第十四条第二項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を除く。）

二 情報通信研究開発基金に係る業務（次号に掲げる業務を除く。）

三 情報通信研究開発基金に係る業務（電波法（昭和二十一年法律第二百三十一号）第一百三条の二の第四項第三号に規定する補助金の交付を受けて実施するものに限る。）

四 前三号に掲げる業務以外の業務（これに附帯する業務を含む。）

（利益及び損失の処理の特例等）

第五十七条 機構は、前条第四号に掲げる業務に係る勘定において、通則法第三十五条の四第二項第一号に規定する中長期目標の期間（以下この項において「中長期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行つた後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち総務大臣の承認を受けた金額を、当該中長期目標の期間の次の中長期目標の期間に係る通則法第三十五条の五第一項の認可を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

二 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

三 機構は、第一項の規定による承認を受けた中長期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中長期目標の期間における第十四条に規定する業務の財源に充てることができる。

四 総務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

五 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

六 総務大臣は、機構から特定アクセス行為等実施計画の提出があつたときは、当該特定アクセス行為等実施計画に基づき特定アクセス行為等が適正かつ確実に実施されると認められる場合に限り、第一項の認可をするものとする。

七 総務大臣は、機構から特定アクセス行為等実施計画の提出があつたときは、当該特定アクセス行為等実施計画に基づき特定アクセス行為等が適正かつ確実に実施されると認められる場合に限り、第一項の認可をするものとする。

（特定アクセス行為等の実施）

八 機構は、第十四条第一項第七号ロに掲げる業務を行う場合において、その一部として次に掲げる業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

九 特定アクセス行為を行ふこと。

十 通信履歴等の電磁的記録を作成すること。

十一 特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備が次のイ又はロに掲げる者の電気通信設備であるときは、当該イ又はロに定める者に対し、通信履歴等の電磁的記録を証拠として当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サイバー攻撃のおそれへ対処を求める通知を行うこと。

十二 電気通信事業者 当該電気通信事業者は、機構に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

機構は、前項の認可を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、同項各号に掲げる業務（以下この条において「特定アクセス行為等」という。）の実施に関する計画（以下この条において「特定アクセス行為等実施計画」という。）を作成し、総務大臣に提出しなければならない。

十三 特定アクセス行為等実施計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 特定アクセス行為等の実施期間

二 特定アクセス行為等の実施体制（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先の選定に係る事項を記載しなければならない。

十四 特定アクセス行為に用いる識別符号

十五 特定アクセス行為により取得した情報の適正な取扱いを確保するための措置（第一項第二号に掲げる業務の全部又は一部を他の者に委託する場合にあつては、委託先における当該情報の適正な取扱いを確保するための措置を含む。）

十六 総務大臣は、機構から特定アクセス行為等実施計画の提出があつたときは、当該特定アクセス行為等実施計画に基づき特定アクセス行為等が適正かつ確実に実施されると認められる場合に限り、第一項の認可をするものとする。

十七 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

十八 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

十九 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

二十 機構は、第一項の認可を受けた特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

二十一 機構は、次に掲げる場合を除き、特定アクセス行為等を他の者に委託してはならない。

二十二 第一項の認可を受けた特定アクセス行為等実施計画（前項の規定による変更の認可があつたときは、その変更後のもの。第八項及び第九項において「認可特定アクセス行為等実施計画」という。）に基づき第一項第二号に掲げる業務を委託するとき。

二十三 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

二十四 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

二十五 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

二十六 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

二十七 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

二十八 第一項第三号に掲げる業務を認定送信型対電気通信設備サイバー攻撃対処協会に委託するとき。

一 特定アクセス行為 機構の端末設備又は自 営電気通信設備を送信元とし、アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を通じて接続された他の電気通信設備を送信先とする電気通信の送信を行う行為であつて、当該アクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備に電気通信回線を通じて接続された他の電気通信設備を勘案して不正アクセス行為から防衛するため必要な基準として総務省令五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けた技術的条件において定める基準を満たさないものに限る。)を定めて当該電気通信設備を作動させ、当該アクセス制御機能により制限されている当該電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備の特定利用をし得る状態にさせる行為をいふ。

二 通信履歴等の電磁的記録 特定アクセス行為に係る電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴を含む特定アクセス行為についての電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人による知識によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。)であつて、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先のアクセス制御機能を有する特定電子計算機である電気通信設備又は当該電気通信設備に電気通信回線を介して接続された他の電気通信設備を送信先又は送信元とする送信型対電気通信設備サバイバー攻撃のおそれがあることの証拠となるものをいう。

<p>8 認可特定アクセス行為を除く</p> <p>9 認可特定アクセス行為を除く</p>	<p>電気通信事業法第二号に信研究機構の委託を受けて、百十六条掲げる国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百二十九号）第二項ほか、百六十二号）第十八条第一項送信型第三号イ又はロに定める者にて、同号の通知を行うこと。</p> <p>通信設備サイカ、送信型対電気通信設備サバ一攻イバ攻撃に對信事業者を支援すること。</p>	<p>電気通信事業法第二号に信研究機構の委託を受けて、百十六条掲げる国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百二十九号）第二項ほか、百六十二号）第十八条第一項送信型第三号イ又はロに定める者にて、同号の通知を行うこと。</p> <p>通信設備サイカ、送信型対電気通信設備サバ一攻イバ攻撃に對信事業者を支援すること。</p>	<p>電気通信事業法第二号に信研究機構の委託を受けて、百十六条掲げる国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百二十九号）第二項ほか、百六十二号）第十八条第一項送信型第三号イ又はロに定める者にて、同号の通知を行うこと。</p> <p>通信設備サイカ、送信型対電気通信設備サバ一攻イバ攻撃に對信事業者を支援すること。</p>
<p>第一号</p>	<p>セス行為該不正アク及び当、當該の禁止等を除く</p>	<p>セス行為該不正アク及び当、當該の禁止等を除く</p>	<p>セス行為該不正アク及び当、當該の禁止等を除く</p>
<p>法律第二条第四項</p>	<p>電気通信事業者を支援すること。</p>	<p>電気通信事業者を支援すること。</p>	<p>電気通信事業者を支援すること。</p>
<p>第一号</p>	<p>及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百六十二号）第十八条第一項第六項第一号に規定する認可特定アクセス行為等実施計画に基づき同条第一項第一号に掲げる業務に從事する者がする特定アクセス行為を除く</p>	<p>及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百六十二号）第十八条第一項第六項第一号に規定する認可特定アクセス行為等実施計画に基づき同条第一項第一号に掲げる業務に從事する者がする特定アクセス行為を除く</p>	<p>及び国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第二百六十二号）第十八条第一項第六項第一号に規定する認可特定アクセス行為等実施計画に基づき同条第一項第一号に掲げる業務に從事する者がする特定アクセス行為を除く</p>

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する基準又はこれを上回る基準を定めているときを除き、同号の総務省令で定める基準に相当する基準を定めているものとみなす。）
（法律の適用）

第十九条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下この条において「補助金等適正化法」という。）の規定（罰則を含む。）は、第十四条第一項第十号並びに同条第二項第三号（通信・放送・融合技術の開発の促進に関する法律第四条第一号に係る部分に限る。）及び第四号（障害者利用円滑化法第四条第一号に係る部分に限る。）の規定により機構が交付する助成金について準用する。この場合において、補助金等適正化法（第二条第七項を除く。）中「各省各庁」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、「各省各庁の長」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長」と、補助金等適正化法第二条第一項及び第四項、第七条第二項、第十九条第一項及び第二項、第二十四条並びに第三十三条中「国」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構」と、補助金等適正化法第十四条中「国の会計年度」とあるのは「国立研究開発法人情報通信研究機構の事業年度」と読み替えるものとする。

五 第十四条第二項第一号に掲げる業務のうち、前号までに掲げる業務以外のものに関する事項については、総務大臣及び国家公安委員会

六 第十四条に規定する業務のうち第一号から第十三条第一項の規定の適用については、同項中「職員」とあるのは、「職員（国家公安委員会においては、警察庁の職員）」とする。

七 機構に係る通則法における主務省令は、主務大臣（主務大臣が国家公安委員会であるときは、内閣総理大臣）の発する命令とする。

（中長期目標等に関するサイバーセキュリティ戦略本部の意見の聴取）

第二十一条 総務大臣は、通則法第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聴かなければならぬ。

（国家公安委員会及び経済産業大臣との協議）

第二十二条 総務大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議しなければならない。

一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

二 第十八条第一項の認可又は同条第五項の変更の認可をしようとするとき。

（審議会等への諮問）

第二十三条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めめたものについては、この限りでない。

一 第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃

機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金を廃止する場合において、革新的情報通信技術研究開発推進基金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。前二項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

第十一条

機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。(国会への報告等)

第十二条

機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

第十三条

機構は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

3 総務大臣は、前項に規定する報告書を作成したとともに、その概要を公表しなければならない。

(過料)

第十二条 附則第九条第三項において読み替えて準用する通則法第四十七条の規定に違反して革新的情報通信技術研究開発推進基金を運用したときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。(政令への委任)

第十三条 附則第二条から第七条までに定めるもののか、研究所の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一二年五月一六日法律第八四号) 抄

第一條 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一三四号) 抄

第一條 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一

(施行期日)

附 則 (平成一四年一二月六日法律第一一四号) 抄

第一條 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基

(独立行政法人情報通信研究機構への移行)
第二条 独立行政法人通信総合研究所(附則第五条において「研究所」という。)は、この法律の施行の時ににおいて、独立行政法人情報通信研究機構(以下「研究機構」という。)となるものとする。

第三条

通信・放送機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて研究機構が承継する。

第二条

研究機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により研究機構が通信・放送機構(以下「通信・放送機構の解散等」とする。)

第三条

通信・放送機構は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、その資産及び債務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて研究機構が承継する。

第二条

前項の規定による承継の際現に通信・放送機構が有する資産であつて次に掲げるものは、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

第一条

附則第九条の規定による廃止前の通信・放送機構法(昭和五十四年法律第四十六号)以下「旧通信・放送機構法」という。)第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に、独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十五条)第六号。以下「研究機構法」という。)第三十五条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てられるべきものとして示して出資されたものとする。

第二条

旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産

第三条

基盤技術研究円滑化法(昭和六十一年法律第六十五号)第九条に規定する特別の勘定に属する資産のうち研究機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産

第四条

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。)附則第九条に規定する通信・放送機構法第三十三条の二に規定する「旧通信・放送機構法」(以下「旧通信・放送機構の勘定」という。)に属する

第五条

基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号。以下「平成十三年基盤技術研究法改正法」という。)附則第六条に規定する通信・放送機構法第三十三条の二に規定する「旧通信・放送機構の勘定」という。)に属する

第六条

基盤技術研究円滑化法(平成二年法律第六十五号)第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

第七条

政府から特定通信・放送開発政策実施円滑化法(平成二年法律第六十五号)第六条第一項第二号に掲げる業務(これに附帯する業務を含む。)に必要な資金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

第八条

附則第十九条の規定による廃止前の受信設備素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組充実事業法」という。)第六条に規定する業務

前項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から研究機構に、独立行政法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第六十五条)第六号。以下「研究機構法」という。)第三十五条第四号に掲げる業務に必要な資金に充てられるべきものとして示して出資されたものとする。

第九条

旧通信・放送機構法第五条第四項に規定する研究開発出資業務

第十条

附則第九条の規定による廃止前の有線テレビジョン放送の発達及び普及のための有線テレビジョン放送番組充実事業の推進に関する臨時措置法(平成四年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組充実法」という。)第六条に規定する業務

第十一条

附則第九条の規定による廃止前の放送番組素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組素材法」という。)第六条に規定する業務

第十二条

附則第九条の規定による廃止前の受信設備素材利用促進事業の推進に関する臨時措置法(平成六年法律第三十六号。附則第十条において「旧放送番組充実事業法」という。)第六条に規定する業務

第十三条

附則第七十七条号。附則第十条に規定する業務

第十四条

附則第七十七条号。附則第十条に規定する業務

第十五条

附則第七十七条号。附則第十条に規定する業務

第十六条

附則第七十七条号。附則第十条に規定する業務

第十七条

附則第七十七条号。附則第十条に規定する業務

第十八条

前項の規定により国が承継する資産の範囲その他該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

照表及び損益計算書については、研究機構が従前の一例により行うものとする。この場合において、旧通信・放送機構法第三十二条第一項に規定する財務諸表の承認については、旧通信・放送機構法第四十三条第一項の規定(附則第二十条の規定による改正前の特定公共電気通信システム開発連携技術に関する研究開発の推進に関する法律(平成十年法律第五十三号)第六条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を除む。)は、なお効力を有する。

第十九条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十一条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十二条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十三条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十四条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十五条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十六条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十七条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十八条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第二十九条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第三十条

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府から次の各号に掲げる業務に必要な資金に充てるべきものとして示して出資され、当該金額は、政府から研究機構に出資されたものとする。

第三十一条

者以外

構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府以外の者から通信・放送機構に旧通信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出資されるいる出資金に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして示して出資されたものとする。

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、政府以外の者から通信・放送機構に旧通信・放送機構法第二十九条の二第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされた金額に相当する金額は、当該政府以外の者から研究機構に、研究機構法第十七条第一項に規定する信用基金に充てるべきものとして出えんされたものとする。

第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際、次のが号に掲げる勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該号に掲げる勘定に属する資本金の金額を超えるときは、その差額に相当する額についてはそれぞれ当該号に定める勘定に属する積立金として、次の各号に掲げる勘定に属する資産のうち研究機構が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額が当該号に掲げる勘定に属する資本金の金額を下回るときは、その差額に相当する額については、それぞれ当該号に定める勘定に属する繰越欠損金として、整理するものとする。

一 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発出資勘定 研究機構法第十五条第一項に規定する出資勘定

二 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発債務保証勘定 研究機構法第十五条第一項に規定する債務保証勘定

三 旧通信・放送機構法第四十一条第二項に規定する一般勘定 研究機構法附則第十三条第一項に規定する衛星管制債務償還勘定

四 基盤技術研究円滑化法第九条に規定する特別の勘定 研究機構法第十五条に規定する基盤技術研究促進勘定

う。) 現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

う。)現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

13 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は政令で定める。

14 第一項の規定により研究機構が通信・放送機構の資産及び債務を承継したときは、その承継の際附則第十八条の規定による改正前の電気通信基盤充実臨時措置法(第十六項において「旧電気通信基盤法」という。)第七条の三第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理されている金額は、研究機構法附則第五条第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理しなければならない。

15 通信・放送機構の解散については、旧通信・放送機構法第四十二条第一項の規定による残余財産の国庫への納付又は各出資者に対する分配は、第一項の規定により國に承継せるものを除き、行わない。

16 研究機構は、次に掲げる金額を、この法律の施行後速やかに国庫に納付しなければならない。

一 第八項に規定する政令で定める資産の価額に相当する金額

二 旧通信・放送機構法第三十三条の二に規定する研究開発債務保証勘定において積立金として整理されている金額があるときの当該金額のうち政令で定める金額

三 旧電気通信基盤法第七条の三第一項に規定する高度電気通信施設整備促進基金として管理されている金額のうち政令で定める金額

17 第八項並びに前項第二号及び第三号の政令を定める場合には、研究機構の業務運営上の必要性の有無を勘案しなければならない。

18 第十六項の規定による納付金に関し、納付の手続その他必要な事項は、政令で定める。

19 第一項の規定により通信・放送機構が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。
(持分の払戻し)

第四条 平成十三年基盤技術研究法改正法附則第三条第一項の規定により政府以外の者から通信・放送機構に出資があつたものとされた額を含み、同条の規定により出資がなかつたものとされた額を除く。については、当該政府以外の者は、通

信・放送機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができ
る。
（通言）女房幾算は、前項の規定による請求をさ

信・放送機構に対し、政令で定める期間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 通信・放送機構は、前項の規定による請求があつたときは、旧通信・放送機構法第六条第一項の規定にかかわらず、当該請求をした者に対する勘定に属する資産の価額から負債の金額を差引いた額に対する当該請求をした者の持分に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、通信・放送機構は、当該持分に係る出資額に相当する金額により資本金を減少するものとする。

3 前条第九項の規定により政府及び日本政策投資銀行以外の者が研究機構に出資したものとされた金額については、当該政府及び日本政策投資銀行以外の者は、研究機構に対し、施行日から1月以内に限り、当該出資に係る持分の払戻しを請求することができる。

4 研究機構は、前項の規定による請求があつたときは、研究機構法第八条第一項の規定にかかるわらず、当該持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、研究機構は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

5 第二項に規定する資産の価額は、同項に規定する政令で定める日現在における時価を基準として評価委員が評価した額とする。

6 前項の評価委員その他の評価に關し必要な事項は政令で定める。

(役員に関する経過措置)

第五条 施行日の前日において研究所の理事長である者の任期は、この法律による改正前の独立行政法人通信総合研究所法(平成十一年法律第百六十二号)第九条の規定にかかわらず、その日に満了する。この場合において、この法律の施行後最初に独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)以下「通則法」という。第二十条第一項の規定により研究機構の理事長に任命された者の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかるわらず、施行日の前日において研究所の理事長であった者の研究所の理事長としての残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際研究所の理事又は監事である者は、別に辞令を用いないで、その際通則法第二十条第二項及び第三項の規定により研究機構の理事又は監事として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされた研究機構の理事又は監事の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかるらず、この法律の施行の際にこれらの方々が現行の理事又は監

3 前項の規定により任命されたものとみなされた研究機構の理事又は監事の任期は、研究機構法第十二条の規定にかかわらず、この法律の施行の際ににおけるその者の研究所の理事又は監事としての残任期間と同一の期間とする。
(通信・放送機構の役職員であった者に係る国家公務員共済組合法の規定の適用の特例)
第六条 施行日の前日において健康保険法(大正二年法律第七十号)による保険給付を受けることができる者であつた通信・放送機構の役員又は職員で、施行日に総務省共済組合(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三条第一項の規定により総務省に属する職員(同法第二条第一項第一号に規定する職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)及びその所管する独立行政法人(通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)の職員をもつて組織された国家公務員共済組合をいう。以下この条及び次条において同じ。)の組合員となつた者(研究機構の役員又は職員となつた者に限る。)に係る施行日以後の給付に係る国家公務員共済組合法の短期給付に関する規定及び同法第二百二十六条の五第一項の規定の適用については、その者は、施行日前に健康保険法による保険給付を受けることができる者であつた間に(通信・放送機構の役員又は職員であつた間に限る。)総務省共済組合の組合員となつたものとみなし、その者が施行日前に健康保険法による保険給付を受けていた場合における当該保険給付は、国家公務員共済組合法に基づく当該保険給付に相当する給付とみなす。
2 この法律の施行の際前項に規定する者のうち健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができるものに係る同条第二項の規定の適用については、当該健康保険法第九十九条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日を当該国家公務員共済組合法第六十一条第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。
3 第一項に規定する者のうち国家公務員共済組合法第六十六条第一項の規定による傷病手当金の支給を受けることができる者であつて、当該傷病による障害について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第二百十五号)による障害厚生年金条例第一項の規定による傷病手当金の支給を始めた日とみなす。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前に從前の機構を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第十五号)附則第二条の規定によりなお從前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、国立研究開発法人情報通信研究機構の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各局の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により機構に引き継がれる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第七百七十四号)の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受けける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 この法律の施行前に特労法第十八条の規定に基づき從前の機構がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお從前の例によ

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している從前の機構とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に關する特労法 第三章（第十二条から第十六条までの規定を除

第八条 附則第一條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
（政令への委任）

第九条 この法律は、新信託法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一九年六月一三日法律第八
一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 附則第二十六条から第六十条まで及び第六十二条から第六十五条までの規定 平成二十一年十月一日

附 則 （平成二〇年一二月二六日法律第
九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
（罰則の適用に関する経過措置）

第三十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して三月を越えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(独立行政法人情報通信研究機構法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 国立研究開発法人情報通信研究機構が附則第三条第一項の規定により行う旧法第六条第2号の助成金の交付の業務及びこれに附帯する業務（以下「利子助成継続業務」という。）が終了するまでの間は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第九条第二項に規定する業務には、利子助成継続業務が含まれるものとする。

2 この法律の施行の際現に機構が管理している前条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法附則第十五条に規定する高度電気通信施設整備促進基金（利子助成継続業務に必要な経費に充てる金額に係る部分に限る。）については、利子助成継続業務が終了するまでの間、同条の規定はなおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「機構」とあるのは、「国立研究開発法人情報通信研究機構」とする。

附 則（平成二六年六月一三日法律第六
七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定

（課税の特例）

第二十七条 新通則法第一条第一項に規定する個別法及び新通則法第四条第二項の規定によりその名称中に国立研究開発法人という文字を使用するものとされた新通則法第二条第一項に規定する独立行政法人が当該名称の変更に伴い受け取る名義人の名称の変更の登記又は登録については、登録免許税を課さない。

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正等の効力

後のそれ、それらの法律（これに基く命令を含む。以下この条において「新法令」という。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべて行為に対する罰則の適用については、なお從前（罰則に関する経過措置）

第三十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしては、行為に対する罰則の適用については、なお從前（その他の経過措置の政令等への委任）

第三十一条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

（平成二七年四月二十四日法律第一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一日法律第六六号）抄

（施行期日）

二号 抄

（施行期日）

附 則（平成二八年四月二七日法律第三二号）抄

第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

第二条 総務大臣は、独立行政法人通則法（平成二十一年法律第二百三号）第三十五条の四第一項の規定により中長期目標（第一条の規定による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（以下「新機構法」という。）第十四条第一項第七号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る部分に限る。）を変更しようとするときは、

前においても、サイバーセキュリティ戦略本部の意見を聞くことができる。

2 総務大臣は、施行日前においても、新機構法第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃のため

に、国家公安委員会及び経済産業大臣に協議することができる。

3 総務大臣は、施行日前においても、新機構法第二十三条（同条の審議会等を定める政令を含む。第五項において同じ。）の規定の例により、新機構法第十八条第二項、第三項第六号、第五項又は第七項第一号の総務省令の制定又は改廃のために、当該政令で定める審議会等に諮問することができる。

4 国立研究開発法人情報通信研究機構（次条において「機構」という。）は、施行日前において、新機構法第十八条第二項及び第三項の規定の例により、同条第一項の認可の申請をすることができる。

5 総務大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、施行日前においても、新機構法第十八条第四項、第二十二条及び第二十三条の規定の例により、その認可をすることができる。この場合において、その認可を受けた実施計画は、施行日において、新機構法第十八条第一項の認可を受けたものとみなす。
 （特定通信・放送開発事業実施円滑化法の廃止に伴う経過措置）

第三条 この法律の施行の際現に第二条の規定による廃止前の特定通信・放送開発事業実施円滑化法（以下この項及び次項において「旧開発法」という。）第四条第一項の認定（旧開発法第五条第一項の変更の認定を含む。）を受けて

いる旧開発法第四条第一項に規定する実施計画（当該実施計画に係る旧開発法第二条第三項に規定する通信・放送新規事業についてこの法律の施行の際現に旧開発法第六条第一項第二号の出资を受けているものに限る。）については、

その実施時期が終了するまでの間、なおその効力を有するものとし、当該実施計画に関する旧開発法第五条及び第八条の規定の適用については、なお従前の例による。

2 機構は、新機構法第十四条及び国立研究開発法人情報通信研究機構法附則第八条第一項に規定する業務のほか、前項の実施計画の実施時期が全て終了するまでの間、第一条の規定による改正前の同法（以下この項及び第四項において

「旧機構法」という。）第十四条第二項第四号に

掲げる業務（旧開発法第六条第一項第二号に掲げる業務であつて、この法律の施行の際現に行われているものに限る。）及びこれに附帯する業務（以下この項において「出資継続業務」という。）を行うこととし、出資継続業務の実施についての旧機構法第十五条、第十六条（第三号に係る部分に限る。）第十七条、第二十条及び第二十二条（第一号及び第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

3 前項の規定により機構の業務が行われる場合には、新機構法第二十五条第一号中「規定する業務」とあるのは、「規定する業務及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する等の法律（令和五年法律第八十七号）附則第三条第二項に規定する出資継続業務」とする。

4 機構は、この法律の施行の際、旧機構法第六条第二号に掲げる業務に係る勘定に残余財産（旧機構法第十八条第一項に規定する信用基金の残高を含む。）があるときは、政令で定めるところにより、当該残余財産の額に相当する金額を国庫に納付するものとする。この場合において、旧機構法第十六条（同号に係る部分に限る。）の規定は、当該金額を国庫に納付するまでの間、なおその効力を有するものとする。
 （罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為並びに前条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五条（検討）

前三条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定められる。

第六条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新機構法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。